

2022年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

2022年7月20日(水)

愛知県障害者施策審議会

2022年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2022年7月20日（水） 午後1時15分から午後2時45分まで

2 場所

愛知県自治センター12階 会議室E

3 出席者

江崎委員、榎本委員、糟谷委員、加藤（歩）委員、加藤（勝）委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋委員、辻委員、長坂委員、永田委員（会長）、古家委員、水野委員、森委員、吉田委員【途中退席】

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 平野担当課長

定刻になりましたので、ただいまから2022年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。私は、障害福祉課担当課長の平野と申します。議事に入るまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは開催にあたりまして、橋本福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

橋本福祉局長

皆さん、こんにちは。愛知県福祉局長の橋本でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、またコロナが再拡大する中おいでいただきまして誠にありがとうございます。本日は、2022年度第1回愛知県障害者施策審議会ということでございまして、御出席いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

この審議会は、障害者基本法に基づきまして、障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進につきまして必要な事項を調査審議するため、都道府県に設置が義務づけられた審議会でございます。本日は7月1日の委員改選以降の初めての開催ということでございます。

任期は2年間ということでございまして、今年度は、年度内に会議を3回予定しております。

どうぞ皆様方よろしくお願いいたします。

さて、今年度第1回目の審議会ということでございますが、感染症が再拡大する中、オンラインと対面を融合する形で、一部オンラインということで、3名の方がオンラインの参加ということにさせていただいております。やりとりや不都合があるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は次第に記載してございますように議題が3件と報告事項3件ということでございます。議題のうち、あいち障害者福祉プランの進捗状況に関しましては、2021年の3月の策定後、1年が経過いたしましたので、計画に掲げておりました目標につきまして、取組の状況や今後の方策を御報告させていただきます。また、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しに関しましては、現在、国の障害者政策委員会におきまして、法に基づく基本方針の改定について審議が行われているところでございます。その動向を注視しながら、本県の条例につきましても昨年度に引き続きワーキンググループを設置いたしまして、見直しの検討を進めて参りたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、有意義な会議としていただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

障害福祉課 平野担当課長

それでは、議事に入る前に、事務局より若干ご連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は委員数20名のうち、過半数以上の現在16名が出席されておりますので、障害者施策審議会条例第4条第3項の規定によりまして、当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 平野担当課長

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び、本審議会の傍聴に関する要領によりまして、公開としております。7月6日から、県のホームページで審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴者は1名いらっしゃいますので、ご報告いたします。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

8 資料確認等

障害福祉課 平野担当課長

次に、事前に皆様にお送りしております本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で、本日の次第、委員名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、資料1から資料5、参考資料1から参考資料5でございます。また、本日机上に障害者福祉プランの冊子と、県の施

策をご紹介する一環としまして、同和問題に関する冊子をあわせて配付させていただきました。資料の不足等ございましたらお申し出いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

9 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 平野担当課長

本会議は、対面及びWeb開催としております。スムーズな会議進行のために、Webにて御参加の委員におかれましては、御発言はお配りしました「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願いいたします。

本日の会議では、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行して参りますので、各委員におかれましては、御発言に当たりまして、マイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声で、お名前とご所属をおっしゃっていただいてから御発言いただきますよう御協力をお願いします。

本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議による開催としております。スムーズな会議進行のために、ご発言につきましては、事前にお配りしている「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただくようお願いいたします。

また、本日は手話通訳者の方にご協力をいただきながら進行して参りますので、各委員におかれましては、御発言にあたり、ゆっくりと大きな声で、お名前とご所属を言っていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。

10 新委員の紹介

障害福祉課 平野担当課長

それでは本日は、7月1日の委員改選後初めての審議会となりますので、新たに御就任いただきました委員のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

まず本日会場にご出席の委員の方からご紹介いたします。

愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会、加藤歩様。

愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長、加藤勝様。

公募委員、長坂秀樹様。

次にWebにて御出席の方をご紹介いたします。

愛知県医師会理事、森亮太様。

愛知県弁護士会、吉田朋美様。

そして、本日はご欠席ですが、

愛知県町村会副会長で、飛島村長の加藤光彦様。

以上、新しくご就任いただきました委員は6名でいらっしゃいます。

引き続きご就任いただきました委員の方のご紹介につきましては、委員名簿の配布によりかえさせていただきます。

なお、岩田さつき委員は出席となっておりますが、ご欠席の連絡をいただきましたので、ご報告いたします。

1 1 議題 1 愛知県障害者施策審議会会長の選任について

障害福祉課 平野担当課長

続きまして、議題 1 に移りまして、本審議会の会長を選任していただきたいと存じます。

障害者施策審議会の会長は審議会条例第 3 条により委員の互選によって定めることとなっております。どなたかご意見はございますでしょうか。

榎本委員

はい、委員名簿 16 番の永田さんを推薦したいと思います。

障害福祉課 平野担当課長

皆様いかがでしょうか。

(拍手多数)

障害福祉課 平野担当課長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご総意ということで、会長は永田委員にお願いしたいと存じます。

永田委員、どうぞ会長席にお移りをお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

1 2 会長挨拶

永田会長

皆さん、こんにちは。前年度に引き続きまして会長の役を引き受けさせていただきました名古屋大学の永田と言います。ここにお集まりいただいた皆様と一緒に愛知県の障害者施策について、さまざま活発な議論を行うことで、よりいい形で愛知県の施策を進めて頂けるよう審議を重ねてまいりたいと思いますので、どうぞ協力よろしく願いいたします。また、本日新委員の方含め参加頂いているかと思っております。また、これまで引き続き委員を務められている方に関しましても、これまでオンラインということで久しぶりに顔を合わせての会議となっております。活発な議論をよろしく願いいたします。

それでは着座にて失礼をさせていただきます。

1 3 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要領の第 2 条第 5 項によりまして、会長が議事録署名者を 2 名指名することになっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。

今回、辻委員と水野委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

1 4 事務連絡

永田会長

では、次第に沿って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は午後2時45分を予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

1 5 議題2 あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について

永田会長

それでは、議題の2番目「あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について」審議いたします。それでは、事務局の方から説明をお願いします。

障害福祉課地域生活支援グループ 石野課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの石野と申します。まず議題2の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」の進捗状況について説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。

はじめに障害者計画に関する事項でございます。

一番左側の「項目」欄に対して、「計画策定時の数値」、次に、「本計画の目標数値」を示して、太枠で「進捗状況等」を示しております。

一部ご報告させていただきますと、目標が達成された項目もありますが、真ん中辺りにあります項目「成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合」が、目標の100%に対して、進捗率が61.1%。その下の項目である「中核機関を設置している市町村の割合」が、目標の100%に対して進捗率42.6%となっておりますが、計画策定時の数値に比べて改善しております。一番右側の「今後の取組方策」にありますように、引き続き、市町村の体制整備に向けた支援を行って参ります。

また、一番下の項目「障害者スポーツ参加促進事業の参加者数」ですが、目標の650人に対して、現状は360人、進捗率55.4%と低い数値となっております。これは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、参加人数を縮小したこと、障害者支援施設へ訪問して少人数のスポーツ体験やオンラインによる体験を実施したことによります。

なお、項目により、進捗率の欄が「- (バー)」となっているところがありますが、今年度に調査予定のものや、今年度中に集計を行うため、現在数値を示しておりません。

次に2ページをご覧ください。

障害福祉計画に関する事項でございます。

一番左側の「項目」欄に対して、「第6期計画の目標」を示して、隣から「進捗状況等」を示しております。一部ご報告させていただきますと、一番上の行にあります1の①「地域生活移行者数の増加」ですが、目標移行者数142人に対して、2021年度（令和3年度）までの累計が53人、進捗率37.3%となっております。これは右側の「評価・分析」になりますが、地域移行が進まない要因としまして、50代以上の方や、区分5・6の方が多いことから、現在入所されている方は、高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いことなどが挙げられています。

このため、「今後の取組方策」でございますが、グループホーム等を利用した、地域生活体験モデル事業

の実施や、グループホームの世話人の確保に取り組んで参ります。

次に少し下がります。2の②「1年以上長期入院患者数の削減」のうち、(1)ですが、65歳以上の患者数を見ますと削減目標1,030人の減に対して、2021年6月末時点の現状値は35人増となっており、進捗率はマイナス3.4%となっております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出や外泊の機会が減り、地域移行のための準備が十分にできなかったことが影響していると考えられます。

続きまして、3ページをご覧ください。

これは「県の地域生活支援事業の実施に関する事項」でございます。

一番左側の「事業」に対して、「指標」項目を示して、隣から「2021年度(令和3年度)の見込み、実績等」を示しております。

概ね見込みどおりの実績を挙げておりますが、事業によっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な制限が生じたため、見込値より低い実績となっております。今年度におきましても感染症の状況を注視しながら、見込みどおりになるよう努めて参ります。

4ページにつきましては、障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績等について、集計表と利用実績等の詳細、圏域別、最後の7ページにつきましては、障害福祉サービス以外の見込量に対する実績となっておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

永田会長

ありがとうございました。かなり細かい数値や、文章もありますので、少し時間かかるかもしれませんが、今ご報告いただきましたあいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況についてご意見ご質問等あればお願いします。

加藤(歩)委員

失礼します。いろいろ知らないことが多いので教えていただきたいです。1ページ目の1番初めの上の段の、2ページ目の上のところもそうなんです、グループホームとかって、市でもそうなんです。いつでも数は教えてくれるんですが、障害の種別がわからないので、例えばこのうち身体障害者の受け入れが可能な施設がどのくらいあるのか。中には例えば医療的ケアのある方を受け入れるグループホームがどのくらいあるのかというのが知りたいです。わかるものがあれば教えていただきたいなと思います。

永田会長

ありがとうございました。

グループホームに移行することが一つの課題になっていますが、受入先となるグループホームが受け入れている障害の種別について、もしわかれば教えていただきたいというような内容だったので、事務局の方で回答をお願いします。

障害福祉課 櫻井担当課長

障害福祉課担当課長の櫻井と申します。

現状、指定の段階でどういった障害種別の方を受入可能か、申請書の中には、種別の範囲を書くような仕組みになっていますが、現時点でそういった情報を公表するような形のものがないものですから、事業所に

よってはWAMNETで個別の事業所ごとにPRしたいような事業所ですと、こういったことがやれるよつてというのが書いてある事業所があるという、現状としてはそういった形でございます。

永田会長

ありがとうございました。

今後進めて行くにあたって、どれぐらい移行できる方が自分の受入先がどのぐらいかあるのかというのは今後の問題として出てくるかと思しますので、ある程度ご提示いただけると、議論の参考になるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

他はどうでしょうか。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

私がお聞きしたいのは差別解消支援協議会の設置状況についてです。

2016年に差別解消法ができて6年経つわけですけども、差別解消支援協議会がまだ100%になってないというところで、できてない自治体さん、なぜまだ設置ができないのか理由がわかれば教えてください。

永田会長

ありがとうございます。

資料1ページの項目になってくるかというふうに思います。障害者差別解消支援地域協議会が100%満たしていない理由等分かればお願いします。

障害福祉課 平野担当課長

担当課長の平野と申します。まだ整備されていない自治体は岡崎市と津島市と把握しております。岡崎市は、今年度中に整備予定、津島市は来年度以降に整備予定と伺っています。理由については詳細までは承知していないところでございます。

永田会長

ありがとうございます。設置に向けて積極的な対応を図るということですので、そのあたり状況を踏まえた上で対応できればと思います。

辻委員

例えば、考えられることでもいいですけども、作れない理由はあるのでしょうか。

障害福祉課 平野担当課長

おそらく障害福祉施策の推進に関する会議は、障害者基本法に基づく者計画を管理していく会議、障害者総合支援法に基づきます地域支援を管理していく自立支援協議会等の会議は設置されていると思われます。こうした会議とどのように整合性を図るか等の議論をつめられているかが理由になっていると推察します。

永田会長

ありがとうございます。いろいろな要因が考えられるかと思いますが、状況把握できると、今後もこういったことがあったときに積極的に推し進める県の方のあり方とか進め方ということが見えてくるかと思っておりますので、ぜひまた確認いただいて、共有いただければと思います。

水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野と申します。よろしくお願いたします。

さっき辻さんが質問をなされましたが、私からもあわせて質問したいと思います。

障害者差別解消法のところで、取組状況の中に、設置状況について、愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会、いろいろところで報告したというふうに書いてありますが、いつ、その報告をしたのでしょうか。もう一つは、岡崎市は中核市。それなのに設置がされていないというのはどうなのでしょうって思いますが、早急に設置が必要であるのではないかと思います。それと、差別解消法の協議の場に当事者が参加しているのかどうかということをお聞きしたいです。お答えをお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。一つは取組状況にある報告について日時等について報告いただきたいということ、また中核市である岡崎市で設置していないということはやはり要因を検討して設置を進めなければならないこと、また法律の趣旨からしてみれば、その協議会に当事者が出席しているということが必要なんじゃないかということで、地域の中でどのぐらい当事者が関わられているかということについて、事務局の方から回答できる範囲でお願いします。

障害福祉課 平野担当課長

1点目の取組状況のところで、障害者虐待防止・差別解消推進協議会で報告したとありますが、県では市町村の実務担当者を集めた実務担当者会議というものと、関係団体を含めた差別解消推進協議会を年2回ずつ開催しております、その場で虐待の発生状況や差別の相談事例を報告しております。

2点目の岡崎市が中核市なのに設置していないことについて、岡崎市は障害者に関する会議がたくさんあるということで、そのあたりの整理をしているのではないかと、ということのようです。

3点目の推進協議会のメンバーでございますけれども、障害者団体が構成員になっているので当事者の方が参加されることもあります。以上です。

永田会長

ありがとうございます。

大変重要な会議になると思いますので、県の方でも状況確認しながら当事者も含めた協議会として、より当事者の立場にたった形で進めていただけるよう後押しをしていただければと思います。

それでは、他いかがでしょうか。

加藤（勝）委員

愛知県身体障害者福祉団体連合会、加藤でございます。

個別の事項ですけども、1ページになります。

就労継続支援B型事業所、月額平均工賃なんですけど、こういった時代ですのでなかなか難しいと思

ますが、目標は1万9415万円で、実際は1万6822円で少し目標と比べて低いような気がします。この対策としましては一番右に書いてあります、事業所における工賃向上の具体的な取り組みを支援するというふうになっております。こういった形で具体的に支援をしていただくのか。それをお願いします。

永田会長

ありがとうございます。

下から3番目のB型事業所の平均工賃額がまだ2500円ほど届かないという状況の中で、具体的な取り組みの支援についてももう少し詳しく教えていただきたいという内容でした。よろしくお願いします。

障害福祉課 櫻井担当課長

担当課長の桜井と申します。

この表の一番右の方に、工賃向上に向け、今後の取組方策というところで、基礎訓練、個別面談等の工賃向上の推進事業、こういったものを実施しているのですが、こちらの方は、株式会社インサイトという全国的に障害者の就労支援を手助けしている事業所になるのですが、こちらの方に業務を委託させていただきまして、研修事業などを実施しているところであります。

具体的には、やはり工賃向上を各事業所に取り組んでいくためには、それぞれの事業所で戦略を持ってやっていくことが大事ということで、私が聞いたお話ですと、たとえばB型事業所ですけど、封筒の封入作業や割り箸の封入といった作業があったりするんですけども、そういったものを一つとっても、障害者の方によっては、きちんと並べるのが得意な方等、いろいろなタイプの方が見えますので、それぞれの障害の方の状況を把握して、それぞれその方が、本当に何秒で、封筒に入れるかとかですね、そういったことをきっちりそれぞれ管理して、個別支援計画の中でも、この人はどこまで目標を持ってやるかとかですね、そういった具体的に目標を持って、戦略を持ってやりましょうといった研修会をやらさせていただいておりますので、こういったところに、各事業所の方に、昨年度ではリモートになりましたが、参加いただきまして、勉強していただいていると、そんなような状況でございます。

永田会長

ありがとうございます。

委託をして具体的にどういうふうな戦略をやるのかということについて検証を進められてるという報告だったかと思います。よろしかったでしょうか。

他の委員よろしくお願いします。

加藤（歩）委員

2 ページ目の5③になると思うんですけど、放課後等デイサービス事業所の確保というところを見ますと、今進捗率はとても低くて、やはり重度の子たちが行ける放課後等デイサービスというのはとても少ないというふうに聞いています。自分の子供のことをいうと自分の子供が28歳になったので、放課後デイサービスを使わず卒業していた世代なのでちょっとよくわからないんですが、今、そういう形で、どのようにこれをふやしていけるのかなというのが一つありまして、重心の子はやはり体調不良が多いので欠席することもあり、欠席加算とかつけていただけたようになってきたとはいえやはり収入の面でちょっと割に合わないということをよく聞きまして、結局休まない子たちの種別の方に移行していくという話も伺っております。

まして、医療的ケアのある子供たちの受け入れになると、ほぼないというふうに伺っておりますがこれほどのように上げていくのかなというのをお聞きしたいです。

永田会長

ありがとうございました。

5-3 の放課後等デイサービスということになりますと、今後の進捗率を上げていくのか等のご指摘だったと思います。では、事務局の方から、回答の方よろしくをお願いします。

医療療育支援室 木村室長補佐

ご質問ありがとうございます。

今お話いただきましたこと放課後等デイサービス事業所等は特に重心児者ということでここには入れさせていただいております。

現実において、いつか事業所は増えてはいるのですが、やはり労働支援でありますとか、どうしても放課後デイサービスということになりますと、学校の方に行ったらお迎えに行き、そこから事業所の方へ、最後は御自宅の方へお連れする、こういった流れの中で車両の確保であったりとか、看護師さんの配置であったりですとか大変な困難な状況が続いており、なかなか配置が進まないという現状を把握しております。

そんな中、先ほど委員からもお話ありましたように、欠席加算の対応につきましても、回数制限ですね、何回までは減算なしですとか、そういった制度があったと思いますけれども、そういったことについてもネックになっていると伺っております。

今、こちらの方で、欠席加算の対応について、その減算をやめてくださいというようなことを国の方にお願いをしたりとかですね、あと地域の事業所の方々にも、重心児者の理解を促進していくというような形で、設置を促進しているといった状況でございます。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

後ほど報告事項で医療的ケア児支援センターのことにかかってくるかと思いますが、今後の地域の中でどう受け入れていくのか、その時に放課後等デイサービスはとても大事な居場所という意味では、必要な支援になってくるかと思っておりますので、今いただいた問題点を県としても解決すべく、取り組みの方進めていただけるとありがたく思います。よろしく願いいたします。

それでは、佐藤委員よろしくをお願いします。

佐藤委員

愛知県自閉症協会の佐藤です。よろしく願いいたします。

3 ページにあります発達障害者支援センターですが、現在愛知県に1カ所にしかありません。愛知県はとて広いですが、県内にあるのが医療療育総合センター（旧コロニー）のなかで、バスの本数もすごく少なく、車で行くのも大変な方もいらっしゃいます。電話相談とかメール相談もやられていますが、できたら一対一の対面の相談を望まれる方もいらっしゃいます。センターが開所されてから19年も経ってしまして開設時よりももっと見た目にはわからない発達障害の方だとか生活や仕事で困っている方もたくさんい

らっしゃいます。新しく開設するのが難しいようでしたらできれば利便性のいい名古屋駅や金山駅とかにサテライトみたいな形でも構いませんので、設置することは、無理なのでしょうか。あと土曜日や日曜日、夜間など相談であれば、働いている方、少しの助言で救われる方も多いと思いますので、ぜひそのようなことも検討していただければと思います。

永田会長

ありがとうございました。

当事者やご家族にとって利便性の高いような方向での検討は今後されるかどうかということも含めていかがでしょうか。

医療療育支援室 小河室長

医療療育支援室の小河でございます。

今の発達障害者支援センターにつきましては、県の方では今、委員のお話がありました通り、1ヶ所ございまして、名古屋市につきましては名古屋市の方で設置しております。そういった状況で確かに交通の面としてはいいとは言えない場所でございます。今お話をいただきました新たなところを設置するというのはなかなか難しいところが確かにございますが、お話がございましたように今後です例えば、方向としてはサテライトのような形であったり、それから相談の曜日・時間のようなことは、今後の課題として考えていきたいと思っております。御意見いただきありがとうございました。

永田会長

公的な支援というか、そういった意味でも大事な中核的な件になってくるかと思っておりますので、検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。よろしく申し上げます。

意見をお伝えしたいと思っております。

1点目は、1枚目。グループホームのサービスの見込量のところですが、見込みとしては、現状にかなり目標に近づいているところであって、岡崎市もたくさんグループホームが建っています。ただ先ほど加藤委員がおっしゃられた障害種別、身体の人が入れるホームはどのくらいあるかっていうと、ほとんどありません。バリアフリーできたところでも、実際は職員の支援力が至っておらず、結局退所になってしまうとか、そういったケースが多く見受けられますので、量も大事だと思いますがやはり質の部分、あとちょっと虐待しているところの話は出てきているので、その辺りも見ながら今後見守っていただけたらと思っておりますので、お願いいたします。

あともう1点ですね、先ほどから話題に出ておりますけれども、障害者差別解消支援地域協議会の件ですけれども、私が岡崎市で関わっているので一言。先ほどからちょっと話題に挙がっているのですが、岡崎市は、障害者自立支援協議会の中でこれをやっていくのか。あと、高齢者障害者虐待防止ネットワーク会議といった会議があります。それと併用というか、その中に設置するという話が出ております。会議に出てくる方が被ってしまうので、なるべくまとめてやりたいというのが考えかなと思っております。

私はどちらの会議も委員として参加させていただいてはいるんですけれども、やはり名ばかり例も出て

いない、差別の相談をかけない状況で、ちょっとこのあたりが設置という動きの時に鈍いのかなと思っております。以上です。

永田会長

ありがとうございます。

岡崎市の状況について詳細にご報告ありがとうございました。状況が少し見えたところも大きいかなというふうに思います。

もう一つはグループホームについて数ではなく質を見た形で検討していただきたいというのは、他の委員からも上がってきているかと思しますので検討の方、よろしく願いいたします。

では最後江崎委員からよろしく願いいたします。

江崎委員

愛家連の江崎を申します。

話を蒸し返して申し訳ないんですけど、1 ページ目の工賃向上ですね。

下から3行目の、実績の取組方策の考え方がいろいろありますけど、その考え方について、進め方について参考になればというふうに思って、意見を言わせていただきます。

この内容については、私のところが関係しているB型就労移行の事業所についても、同じように工賃取組を3年か4年ぐらい前から進めていったところ、それをやる前はやはり工賃が非常に少なく、精神の通所者の方が「工賃が安いので、よその事業所に行きたい」ということで、1人2人とよそに行ってしまうというので、非常に危機感を感じておりました。そのために職員さんの賃上げも昇給もカットというような形で、非常に危機感を感じておりました。これはやはり工賃を上げていかなきゃいけないということで、取組みを2年ぐらい前から進めておきました。その手法としましては、やはり工賃向上委員っていうものを職員さん皆さんと集めて、どうしたら工賃が上げられるかっていう、話し合いをしました。理事長が一方的な意見を言うのではなくて、担当の職員さんの皆さんの発想を具体的に実現する形で、皆さんの創意工夫や知恵を出し合っというやり方を進めました。企業では創意工夫提案というような感じなんですけれども、それにおきまして我々のような外部の人間や理事長が考えもつかないような提案がいろいろ出てきた次第でございます。例えば、うちは、喫茶店、当事者が班を作ってですね、それを喫茶店で販売するんですけど、ミニコミ誌にあげたらいいのではないかと、ネットであげたらいいじゃないかと、コーヒーチケットを喫茶店のようによたらどうかとか、もうちょっと綺麗なお店に変えたらいいじゃないかと、看板を変えたらいいじゃないかっていうような小さな積み重ねをしましたら、お客さんが来るようになって売り上げが増え工賃アップを図ることができました。

工賃がアップすると、通所者さんが1人2人増えてきまして採算ラインから上回ることによって、職員の働く意欲、ボーナスとかいろいろな見返り、やっただけの効果があるということの実感が得られるという形になって、当事者の皆さんもやはり工賃が上がることによって自分の小遣いやお金が増えるということで毎日行こうという意欲も出てきます。やはり少ないながらもやっぱり工賃が上がったということは自分がいい仕事ができたと満足感が得られるかと思えます。

ただ、これを進めていく上で、職員が中心になってやってしまい、その結果職員がやったことによって工賃があがるということが非常に多くなってきましたので、どうしたらちょっと難しい仕事とか当事者の方ができにくい仕事を自分たちでできるかという方向で、上手い指導の仕方がないかというところを模索

している次第でございます。

永田会長

ありがとうございました。

工賃を上げることが目的ではなくて、当事者の方がいきいきと生活できるためにというところが基本になってくるかと思います。当事者が主体的に働く中で結果的に工賃があがるというような順番を促していくかというところで、伺えたのではないかと思います。事務局の方から今の意見に対してコメントをお願いします。

障害福祉課 櫻井担当課長

御意見ありがとうございます。障害者の方が生きがいを持って普段の生活を過ごしていくためには、工賃向上が結果的に繋がっていくことがとても大事だと思いますので、できるだけ障害者の方のご意見をくみ取りながら、事業所で工賃向上に向けて取り組んでいただくようにしていきたいと思っております。

永田会長

ありがとうございました。

まだまだ御意見あるかと思いますが、一旦次の議題に移らせていただきまして、また残りの時間がありましたらこの議題に戻らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、次の方に移らせていただきたいと思っております。

16 議題3 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

次に議題の3番目、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて事務局の方から説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 矢ノ口課長補佐

障害福祉課、矢ノ口と申します。よろしくお願いいたします。

私の方からは、資料2の8ページからとなりますが、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについての説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

条例の見直しについてでございますが、令和3年度から議論をしていただいております、新しい委員もおられますので、現状と昨年度の検討結果についてご説明させていただきます。

まず1番の法改正をご覧ください。国の検討状況でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律、というのが2021年5月28日に参議院本会議において全会一致で可決成立をいたしまして、同年6月4日に公布されております。

2番でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要でございます。3点ございますが、施策審議会におきましては、主に2番の事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、3の(1)になりますが、法に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に、差別解消のための支援措置の実施に関する基本的な事項を追求する

というものにつきまして、主に審議をしていただいております。

次に 3 番施行期日でございますが、政令で定める日とされておりまして、まだ示されていないところでございます。

次に 4 番でございますが、基本方針の改定につきましては、3 月 4 日に開催されました第 62 回の障害者政策委員会におきまして、秋以降に基本方針改定案を取りまとめ、年度内に閣議決定等のスケジュールが示されたところでございます。

参考資料 2 の 2 枚目でございますが 18 ページをご覧ください。

障害者差別解消法に基づく基本方針の改定に向けた、障害者政策委員会における今後の審議の進め方によりますと、今年度中に基本方針の政府案を策定、パブリックコメント等の手続きを経て、閣議決定される予定となっております。なお基本方針の改定案でございますが、本日説明は省略させていただきますが、参考資料 3 の 19 ページから 27 ページに、掲載してございますのでまたご覧いただきたいと思っております。これが本年の 4 月 26 日から 6 月 14 日までに開催された障害者政策委員会の審議の状況でございます。

8 ページにお戻りください。

2 番の条例の見直しについてでございます。

県の条例におきましては、障害者政策委員会の議論を注視しつつ、条例の見直しを進めていくとしております。昨年度におきましては、本施策審議会におきまして、ワーキンググループを設置いたしまして、合計 3 回開催いたしまして、条例見直しについて検討を進めて参りました。その中で出た意見につきましては、参考資料の 4-1 と 4-2、ページ数でいくと 28 ページから 30 ページになりますが、こちらにまとめてございます。今後につきましては改めて本障害者施策審議会にワーキンググループを設置いたしまして、時期としては 11 月以降を考えておりますが、ワーキンググループを開催しまして、条例見直しについて検討を進めていきたいと考えております。

9 ページをご覧ください。

ワーキンググループの設置要領の案をお示しさせていただいております。これにおいてご承認いただけますようお願いしたいと思います。なお、ワーキンググループの構成員でございますが、右側に昨年度、令和 3 年度の構成員の名簿を掲載させていただいております。今年度につきましても、令和 3 年度に準じて選定していきたいと思っております。資料 2 の説明について簡単ではございますが、以上でございますので、ご審議お願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

昨年度ワーキンググループにおいて、国の方の状況を見ながら説明させていただいて、国の方の方針がしっかり見えてこなかったこともあり今年度も引き続きワーキングの中で、愛知県の条例についての見直しを引き続き行っていくという形になってくるかと思っております。本日は新規の委員の方もいらっしゃいますので、今お話いただきました愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについてご意見ご質問等あればお願いできればと思っております。加藤委員よろしくお願いいたします。

加藤（歩）委員

構成員名簿を見させていただいて、人数の指定がもしないようでしたら是非とも身体の親の会、守る会とか、肢体不自由者父母の会の方も入れていただきたいなというのが意見であります。やはりその家族が差別

されることもありますし、家族からの観点というところもあるかと思しますので、ご検討いただければ幸いです。

永田会長

ありがとうございました。委員の中に父母の会の方についてもお声掛けいただければということでした。これについては、これからまた委嘱という形になるかと思えますけれども、意見として受けていただいて今後議論いただくということでもよろしかったでしょうか。貴重な意見ありがとうございました。他よろしかったでしょうか。

それではワーキングの方で引き続き国の状況も見合わせながら県の条例のことについて検討していくという方向で進めさせていただければと思います。昨年度同様本審議会においてもワーキングの検討内容については共有させていただきながら進めさせていただくということになるかと思えますのでよろしくお願いいたします。

それでは愛知県障害者施策審議会の下にワーキンググループを令和4年度も設置することとし、今後愛知県障害者差別解消推進条例の見直しを検討進めるということでもよろしかったでしょうか。

はい、ではお認めいただいたということで、この後、進めさせていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

17 報告事項1 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」について

永田会長

それでは報告事項の方に移らせていただきたいと思います。

1 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関わる法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）について、事務局の方から説明をお願いいたします。

障害福祉課 竹内課長補佐

障害福祉課、社会参加推進グループの竹内と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは、お手元の10ページ、資料3、障害者による情報の取得及び意思疎通に係る施策に関する法律、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の説明をさせていただきます。左側の1、経緯をご覧ください。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関して、基本理念や基本となる事項を定めることなどによりまして、総合的に当該施策を推進するための法案が、2022年4月12日に参議院厚生労働委員会において起草されまして、4月13日に参議院において、また5月19日に衆議院において、それぞれ全会一致で可決成立しております。

次に2、法の概要です。はじめに、目的です。障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することとしております。

次に、基本理念として、障害者の種別や程度に応じた手段の選択や日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく情報取得等できるようにする、障害者でないものと同一内容の情報を同一時点において取得できるようにするなどとなっております。

関係者の責務、連携協力、意思の尊重といたしましては、国、地方公共団体の責務等や、事業者、国民の責務について規定をされております。

基本的な施策といたしましては、(1) から (6) にございますとおり、障害者による情報取得などに資する機器等や防災・防犯及び緊急の通報、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策などとしているところです。なお、施行日は令和4年5月25日でございます。

なお右側につきましては、先ほどお伝えをしました法の概要について、国の資料でございますので、後程ご確認いただければと思います。

右側の下の3、本県における対応については、2016年10月に本県において施行されました「手話言語・障害者コミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づきまして、毎年度、普及啓発活動を実施しているところでございます。この度の法施行につきましても、愛知県障害者施策審議会専門部会におきまして、障害のある方や障害団体からの御意見を十分にお聞きしながら、情報保障や意思疎通支援の充実のための取組を検討して参ります。

説明は以上でございますが、参考資料5に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を参考までに添付させていただいておりますので、こちらについても後程ご覧ください。資料3の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

先ほどご説明ありましたように愛知県では手話言語障害者コミュニケーション手段の利用の促進に関する条例が施行され、部会の方でアプリの開発や、小冊子啓蒙活動については、ここ数年取り組んでいただいていることかと思えます。引き続き部会の方でも検討いただく、検討し取り組んでいただくということになってくるかと思えますが、ただいまの説明のあった内容についてご意見等あればお願いいたします。

いかがでしょうか。

加藤委員よろしくお願いいたします。

加藤（歩）委員

いろいろ聞いてすいません。

身体の方の中にもすごく重度で発語がないとか、何か意思を表出することができないお子さんの中にも、かなり理解ができたり、聞こえていたりとかってということで、いろんな機器、ICTなんかでも、今学校の活用でもすごく使われていると思うんですけども、いろいろ意思表示をすることができるようになってきたお子さんがたくさんいらっしゃるって、そういう方たちのそのコミュニケーション能力ってというのは、私たち今まで知る手だてがなかったのでわからないだろうと思っていたんですが、その方たちがちゃんといろいろな意見を持っているということがわかってきたので、そういうところの視線入力とかコミュニケーションとかってということに対する、基金の取得とかいろんな公的機関でそういうものが使えるとかっていうこともすごく考えて欲しいなというふうに思っています。受験とかのところでも、最近認めてくださるようなところもあったし、先ほどの差別解消法のもろもろの具体例の中でも、確かそういうような話があったと思うんですが、前例がないからその方法で入試は駄目ですとか持ち込んじゃ駄目ですということのないように、取り組みをお願いしたいなというふうに思っています。あと個人的には、選挙とかあいつたとき、本当に何かその意思表示ができることで選挙ができるといいなあとかいうふうにはちょっと思いました。

永田会長

貴重な意見ありがとうございました。

今、いろんなICTの機器だとかいろんなことがわかるようになってきて、いろんな表現手段広がっているということについて十分周りも理解をすること、それを共有していくような取り組みが必要になるかと思えます。主には部会の方でまた今の加藤委員の意見についてお伝えいただいて議論いただくことになるかなというふうに思いますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

障害福祉課 平野担当課長

担当課長の平野でございます。ご意見ありがとうございます。

今回のこの法におきましては基本理念のところではICT等の技術の活用を通じて行うというところがしっかりと示されたということは新しいところとっております。

本県プランにおきましても、ICTの活用支援について、当事者の方への支援だけではなくて支援者の方も同じように活用できるようにといったところも、計画策定の際にご意見をいただきまして盛り込んでございますので、プランの取組の充実をこれからも、専門部会のご意見を伺いながら、しっかりと進めて参りたいと考えております。以上であります。

永田会長

引き続き愛知県が先進県となるように、取り組みをお願いできればというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

18 報告事項2 医療的ケア児支援センターの活動状況等について

永田会長

それでは続いて(2)医療的ケア児支援センターの活動状況等について事務局の方から説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

医療療育支援室 木村室長補佐

医療療育支援室、木村でございます。着座にて失礼いたします。

2022年度第3回の本審議会において、本年4月に設置予定として御報告させていただきました医療的ケア児支援センターについては、予定どおり4月に設置のうえ活動を始めたところでございます。

まず、改めまして「医療的ケア児支援センター」の概要でございます。

11ページ、資料4をご覧ください。

「1 背景・目的」にありますように、これまでも市町村等における協議の場の設置や、医療的ケア児に関する支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置などを進めて参りました。しかしながら、医療的ケア児に関する支援には、専門的な知識や経験が求められ、また、先ほど加藤委員からもご質問いただきました、放課後等デイサービスなどの利用できる社会資源の状況も地域によって様々であることから、地域の支援体制を専門的、広域的に支える仕組みづくりが課題となっております。

こうした中、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が昨年9月18日に施行され、都

道府県知事は、「医療的ケア児支援センター」を設置することができるとされました。

そこで、地域の支援体制を専門的・広域的に支えるため、医療的ケア児支援センターを、県医療療育総合センターをはじめとする県内の重症心身障害児者施設などに設置し、専門性が必要な相談への対応や医療的ケア児への支援を担う人材の養成などを行うことといたしました。

続いて「2 業務内容」でございます。

業務内容は、下段の表にありますように、大別して、専門相談、研修、情報収集・発信、関係機関連携となっております。

1 枚おめくりください。

支援センターの配置及び担当圏域でございます。

県内の重症心身障害児者施設などに、医療的ケア児支援センターを配置し、各支援センターが1から2圏域を担当することとしております。県医療療育総合センターにおいて設置した支援センターは、基幹支援センターとして中心的役割を担っております。他の施設においては、地域支援センターとして、各圏域での支援を担っております。

なお、資料左下にあります「にじいろ医療的ケア児支援センター」につきましては、現在、重心施設の整備中でありますので、本年秋の施設開所に合わせての設置となりますが、それまでの間は「だいでう医療的ケア児支援センター」がこの担当圏域も対応していただいております。

それでは、まだ実績は少ない中ではありますが、活動状況をご報告させていただきます。1 枚おめくりください。

資料左側、「1 相談」でございます。

相談は支援者からがほとんどであり、件数は、4月はほぼ0件に近い状況でしたが、5月から徐々に増えております。

またこの期間に相談のない支援センターにおいても、支援センターの役割や業務内容を市町村の関係各課へ周知するなど、地域における取組を進めていただいております。

相談内容については、サービス利用に関するものが最も多い状況でした。

なお、医療的ケア児の御家族からの相談がほとんどない点につきましては、本県においては、まずコーディネーター等地域の支援者に繋がっていること、そこで困りごとの相談・発信ができていると推察しております。

資料右側「2 研修」でございます。

訪問、webで2件実施しております。今後も、基幹支援センターでは、看護師等専門職の方への全県的な研修を、地域支援センターにおいては、圏域内での事業所に対する訪問研修などを予定しております。

次に「3 関係機関連携」でございます。

設置間もないため、市町村職員やコーディネーターに対して、事前説明や顔合わせを目的とした取組を実施しております。今後は、市町村における協議の場へも積極的に関与していくこととしております。

最後に、「4 その他」でございます。

各支援センター間の連携に関する取組も行っております。

毎月各支援センターの担当者が、活動状況や支援に係る課題の検討及び共有を行っております。

今後の取組といたしまして、医療的ケア児やそのご家族、また支援者の方向けの専用のWebページを作成することや、医療的ケア児支援センターのことをより多くの方に知っていただけるようチラシの作成を予定しております。

また、県内 7 ヶ所に設置されます医療的ケア児支援センターを中心として、地域間格差が縮まるような支援体制を進めて参ります。

簡単でございますが報告は以上になります。よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

今年度 4 月から本格始動ということで、これからというところもありますがこの取組についてご意見ございましたらお願いします。加藤委員、よろしく願いいたします。

加藤（歩）委員

今本当に今年今年度から始まったばかりということで、これからに期待したいところですが具体的なその内容というところの問題点もこれから出てくるのかなというふうに思っています。

相談の内容としては、基本的には児童ということになると思うんですが、私たちの周りで問題が大きいのが、ショートステイ、または呼吸器の方たちが使っているレスパイトがコロニーを中心として、非常に今、コロナの影響もあるとかを聞いていますが、利用がすごくしづらいと。うちの子もコロナ始まってから 3 年は利用してなかったんですけども、それでやっていけるところはいいですがやはりそれでやっていけないぐらいのぎりぎりの方も結構たくさんいらっしゃると思うので、例えばそういうのを利用したいと言っても資源がない場合、そういう時などの相談員に相談してもないんですね、で終わっちゃうことがないようにしていただきたいなというふうに思っております。例えば、簡単に言うとショートステイ、レスパイトが使いたいけどないって言った場合は、どういうふうに対処していただけるのかなというのが思います。

永田会長

ありがとうございました。

これから相談が増えてきて状況が明らかになってくる部分があるかと思いますが、現実的に医療的ケア児のレスパイト、コロナの状況もあるかと思いますがまだ引き受けていただけるような病院が少ないというのが現状かというふうに思います。

そういったミスマッチということについて今後検討されてることがあれば事務局の方からご紹介いただければと思いますがいかがでしょうか。

医療療育支援室 木村室長補佐

ご質問ありがとうございます。医療療育支援室の木村でございます。

今のご質問につきましてはですね、実はこの医療的ケア児に関する支援を協議する場でありまして、医療的ケア児支援部会の方でもですね、そういった話題が出ておりまして、今月 7 日に今年度第 1 回の部会がございました。

またそういった中でも次回以降のですね、今お話いただいたような、ショートステイ等の利用につきましてまた議題として上げていきたいということで、委員からもお話があったところでございます。各支援センターは医療機関でございますので、レスパイト短期入所、利用が可能かと思うんですがやはり地域的な問題ですとか、やはり今まで通院されたことがない方をいきなり受け入れるということに対する不安などいろ

いろいろございますので、そういった点を想定しながら今後の取組を現行課題として進めていきたいと思っております。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。加藤委員、よろしく申し上げます。

加藤（歩）委員

失礼します。

レスパイトについての、一つ会員からの提案があったのが、地域の大病院とか、そういうところで受けていただくことができないのかということが、一つ挙がっておりました。

やはりコロナーまで全県下から集まるとかいうことを先ほど言われたようにやっぱり交通に不便なところがありますし、地域の大きい病院で、かかるというか、レスパイトを使うことによって例えば今後災害時にそこへ避難することができるのであれば、受け入れ側の方も安心だろうし、送る側としても安心だろうなというのも、一つ意見がありますのでよろしく申し上げます。

永田会長

はい。ありがとうございます。

国の施策だとか保険料の問題とかもいくつかクリアしなければいけないところが出てくるかと思しますので要望として、地域の中で家族や子供たちがきちんと安心して生活できるような場をどう整えていくかという大事なところになるかと思しますので、ぜひ検討いただければというふうに思います。引き続き医療的ケア児、またご家族の方が地域の中で生活できるような支援の体制を検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

19 報告事項3 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と令和3年度の達成状況について

永田会長

それでは続きまして、「3 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と令和3年度の達成状況について」ご報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

特別支援教育課 振興・就学グループ 山田主査

愛知県教育委員会、特別支援教育課振興・就学グループの山田でございます。

日頃は、本会の事業に対しましてご理解とご協力を承り、誠にありがとうございます。

それでは14ページの資料をご覧ください。

第二期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について抜粋して説明させていただきます。ここからは座って失礼いたします。

初めに、1、幼稚園保育所等、小中学校、高等学校の状況を説明いたします。

1の多様な学びの場における支援指導の充実の(2)個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上と書かれている部分をご覧ください。

ここ数年、作成率は着実に伸びていますが、通常の学級に在籍している通級指導を受けていない特別な支援の必要な児童生徒の作成率は、50%から60%台でありますので、今後は、通常の学級における作成率の

向上に向けた取り組みを重点的に進めていきます。

また、その下にあります。情報の引き継ぎ率ですが、中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の引き継ぎは、高等学校における通級による指導の制度化を受け、より一層重要となりますので、県としましては、中高連携、特別支援教育推進校研究の成果を、市町村教育委員会や高等学校、中学校に還元し、引き継ぎ率の向上を図ります。

続いて、大きい2番、県教員の専門性の向上の(1)研修の充実をご覧ください。

特別支援教育に関する研修会への参加率については、すべての教員が適切な支援指導を行うための研修を受講するよう取り組んでいます。

引き続き、研修への参加の啓発に努めていきたいと思えます。

また、教員の専門性の向上を目指して、(2)特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上、(3)リーダーとなる人材の育成のための人事交流についても取り組みを進めて参ります。

大きい3番の教育諸条件の整備の(1)小中学校への特別支援学級の設置につきましては、小学校も中学校も増加しております。

特別支援学級では、本人・保護者の意向も踏まえて、障害者に応じた指導を行えるよう取り組み、今後も特別支援学級を適切に設置していきたいと思えます。

(2)の高等学校の通級指導教室の設置につきましては、設置校数の拡大に取り組んでいます。高等学校における通級による指導のニーズを把握し、必要な環境等の整備の充実を図っています。

今後も児童生徒の教育的ニーズに適切に応えられるよう、教育諸条件の整備に取り組んで参ります。

特別支援教育課 指導グループ 加藤課長補佐

特別支援教育課指導グループの加藤と申します。

私からは、15 ページ、2の特別支援学校の実施状況についてご説明いたします。この後は着座にて失礼いたします。

一つ目の柱であります多様な学びの場における支援・指導の充実からは、(2)の医療的ケアの充実についてご説明いたします。各学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒数の増加とともに、医療的ケアの内容につきましても、複雑化、多様化、高度化しておりますので、適切な医療的ケアが実施できるよう、看護師の増員を図っております。

二つ目の柱、教員の専門性の向上につきましては、(2)の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上について、これに向けまして、令和3年度採用教員から特別支援学校教諭等免許状を保有または取得見込みを受験資格としております。また、免許状未保有の教員すべてに対しまして、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や愛知教育大学を始めとした、現職教員に対する公開講座などを積極的に受講して、早期に免許状を取得するよう強く指導するなど、引き続き速やかな免許状取得に向けて努めております。

三つ目の柱であります、教育諸条件の整備につきましては、資料にはございませんが、今年、令和4年4月に本県初となります、知的障害と肢体不自由の学級を併置するにしてお特別支援学校が開校いたしました。今後は、(2)の二つ目の丸にあります、令和5年4月に、知多地区から千種聾学校へ通学する幼稚部、小学部の幼児・児童の長時間通学の解消を図るため、令和5年4月に、千種聾学校ひがしうら校舎が開校いたします。また、(1)の一つ目の丸にあります岡崎特別支援学校の安全対策と学習環境の改善を図るために、令和6年4月に、本宿町から美合町に移転をいたします。

最後に四つ目の柱であります、卒業後の生活へのスムーズな移行としましては、就労支援の実施状況につ

いてご説明いたします。平成 27 年度から配置を進めております就労アドバイザーにつきましては、令和 3 年度に 1 名増員し 4 名の配置となり、新たな実習先や就労先の開拓、企業等とのよりよい連携のあり方について専門的に取り組んでございます。

以上で説明を終わります。

永田委員

ありがとうございました。

ただいまご報告のありました第二期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と令和 3 年度の達成状況について、ご意見ご質問があればよろしくお願ひいたします。

では、加藤委員よろしくお願ひします。

加藤（勝）委員

加藤でございます。1 点だけ確認だけです。

資料 5 のところの特別支援学校教員等免許状の保有率の向上とあって、(2) 令和 2 年度 24.4、これ令和 3 年度に 25.5、この数字は全教員のうち、特別支援教員の免許を持っている保有の数ですか。

それと、15 ページにあります特別支援学校 2 の (2) 特別支援学校免許状の保有の向上とあって、令和 2 年度 84.0、令和 3 年度 87.2 という数字があります。この違いはどんなことでしょうか。

永田会長

おそらく特別支援学級で担当している方の保有率が最初の 1 ページ目、特別支援学校に在籍されている教員の保有率が 2 番目ということで、特別支援学校については多くの方が免許持っているんですけども、地域の特別支援学級で障害教育に特別支援担当をしていただいている先生方はまだ免許の取得が少ない。おそらく全教員でいうともっと少ないということかと思っておりますので、できるだけ専門性を高めるように、今、愛知県の方では、努力をされているという理解でよろしいかというふうに思います。

佐藤委員の方から手が上がっていたかと思っておりますがいかがでしょうか。

佐藤委員

加藤委員がおっしゃったところと同じなんですけれど、特別支援学校の教諭等の免許状の保有率の向上のところ、なかなかここ全国レベルに上がらないってところで、どうして上がらないのかなっていうところをお聞きしたいと思います。

支援学級は通常級よりも先生が長い間お子さんをみられると思いますし、色々な特性を持った子がいらっしやるので、かなりの専門性が必要だと思います。なかなか、ここで免許を保有されてない方が多いということと、それと矢印がある 2 段目のところですけど、通常の学級の特別な支援を必要とする児童・生徒が、今、かなりもう在籍していると思われます。だから「すべての教員が、特別支援教育に関わる・関わらないに関係なく特別支援学級の教員免許を取得することができるように大学と連携して、有効な研修の機会の拡充を図ります」ととってもいいことが書いてあります。

これはどこまで進んでいくのかなっていうところがすごく気になるところです。

永田会長

大学の教員免許の取得で特別支援教育が必修になったのが昨年度からということで、これから通常の教員になられる方で、大学、学部生活の中で特別支援の、ちょっとですけれども、教育を受けて卒業される方が増えるかと思えますけれども、現職教員についての課題ということがあるかと思えます。

先ほど言われたみたいに、愛知県で全国平均を下回る理由について、もしわかることまた今後の方策についてありましたら、事務局の方からご説明お願いいたします。

特別支援教育課 指導グループ 加藤課長補佐

特別支援教育課指導グループの加藤でございます。

特別支援学校の免許取得率が全国平均を上回らない理由のところですけども、昨年度の調査でようやく上回ることができたところであります。

教育職員免許状につきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、通常の免許状があれば、特別支援学校の相当する部の教諭又は講師となることができるとなっておりまして、令和3年度の採用教員からそれを取得、または取得見込みということにいたしましたので、それまでに採用された者については特別支援学校の免許状がなくても採用されている者がございます。

また、現職教員については、単位を取得しても経験年数3年を越さないと申請ができないものですから、すぐに免許状取得することが困難な状況が続いていること、その他の理由として、産休・育休等の休暇を取得している教員については取得が見込めない場合がある、などが挙げられます。

把握している状況としては、以上でございます。

特別支援教育課 振興・就学グループ 山田主査

特別支援教育課振興・就学グループの山田です。

私からは、地域の小中学校の特別支援学級を担当している先生方の免許状の保有率の低さに関するところについてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃられたように、特別支援学級を長くされている方々が沢山いらっしゃるって、そういった方々にぜひ免許状を取っていただきたいところではありますが、長い経験があるので積極的に免許状を取得しようとしないう傾向があります。また、校長等の管理職からの働きかけ方がうまくいっていないところがあると感じております。そのような課題に対する取組が推進されていないところに要因があるのかと考えております。

そして、現職で教員をやりながら、免許状を取得するために講義を休日や長期休暇に受講する、その時間をうまく作る場所の難しさもあるのかなと考えています。

こちらから積極的に取得するよういろいろな機会と呼びかけておりますし、こうすると取得できるという情報も提供しておりますので、そのような声が現場の先生方、隅々まで届くようにしていきたいと考えています。

ただ、通常の学級に在籍する担当する先生方にもというのは、私たちもとても強く課題として感じているところです。通常の学級もですし、特別支援学級もですし、通級を担当する先生もですし、特別支援教育コーディネーターもそうです。色々な立場で特別支援教育に関わる方々が、今、地域の小中学校にいらっしゃるって、それぞれの立場に応じた研修を、本課で企画をして、研修に参加をしてもらっております。それらの研修が免許状の取得には直接繋がらないのですが、それぞれの立場の方々にとって必要なものを身につけていただく、そして研修に来ていただいたところで、その先生方が課題と感じているところを、アン

ケート等で意見を吸い上げて、また次の研修に活かしていくようにしています。研修の場を使って、専門性の向上を図っていこうと考えております。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。家族の方・子どもが安心してという意味で、やはり専門性をもった方にみていただくということは、免許というのも一つのことにはなってくるかと思しますので、是非進めていただければと思いますし、先ほど長年ご経験がある方もいらっしゃるということなのですが、先ほど議論にもありましたように、障害に対する考え方や支援のあり方っていうのが、かなり変わってきていたり、アップデートをしなきゃいけないというところ、しっかり支援していただいて良いかたちで進めていただけるようご検討いただければと思います。

加藤委員、最後によろしく願いいたします。

加藤（歩）委員

14 ページの右側の 3 番のところですけど、最近、身体・肢体不自由児学級等の設立を要件緩和されてきたというふうに聞いておりますが、どの程度この身体の方たちの支援学級があるのかなということがお聞きしたいのが 1 点と、やはり今、医療的ケアのある子たちも地域の学校へというのがすごく話題になっているかと思いますが、やはり受け入れる側の先生たちの学びもすごく必要じゃないかなというふうに思っております、やはり身体の方の扱いというか、うちの子供なんかでも本当に動けない子どもなので、身体の変形もすごく硬かったり柔らかかったりで、皆さんだっこ一つもすごく大変に思われるのではないかなと。もし、うちの子が地域の学校に行きたいとあの時言ったならば、どういうふうになっちゃうのかなっていうのが、ちょっと怖くてとても私はいけなかったのですが、そういうことも考えると今までの発達障害の勉強だけしとけばいいわっていうことではなく、今、永田先生がおっしゃったように、アップデートをしていく方法が一つお願いしたいなということがありまして、支援学校の先生たちが指導に行かれたり、相談にのったりとかされていると思うのですが、兼任だったりして、すごく時間がないという話も伺っています。その支援学校の先生が引っ張りだこになっているというふうに聞いています。

支援校等を退職された教職員等を再雇用するとか、何か方法があるのではないかなっていうのが一つ意見として出ておりました。

私のことちょっと話させていただきますと、私、実は小学校の教員をしておりまして、特別支援学級の担任をやっていました。免許としては、当時、30 年前の話ですが、小学校と、ろう学校と養護学校と幼稚園という免許を持っておりまして、愛知県の場合は受験が支援学校と一般の学校は別なので、すごい悩んで一般の学校を受けて、支援、今でいう支援学級のところの担任をしたいと新任のくせに図々しくも申しまして、やらせていただいたんですが、支援学級の担任の先生になったっていうと、あの先生なんかやらかしたみたいな親御さんたちのザワつきがあったりとか、すごく長く愛情をかけてやられている先生もいる一方、やりたくないのになんていう先生がいらっしゃるのも事実で、私その時に、養護学校の免許とか聾学校の免許とかを持っていたんですが、当分の間、免許がなくてもいいということでもずっとここまで来て、やっと令和 3 年になってということかなんていうふうに思ったので、資質向上も是非欲しいところですが、やはり、周りの理解を是非ともお願いしたいなと。障害のある子もない子も同じように大切だということを、一般のお母様方にも理解していただけるようになるといいなと思います。ごめんなさい。

永田会長

ありがとうございました。

最後に、時間となっておりますので、端的にお願いいたします。一言だけ。

長坂委員

就労アドバイザーというふうには書かれていまして、就労先支援、就労先の訪問等、前年度を上回るというかたちで説明されています。就労アドバイザーというのはどのようなスキルを持っているのでしょうか。

私個人が社会保険労務士なので、当然、就労というのは、就業規則とか助成金とか、やっぱり様々なスキルが必要だと、そういうスキルがあるかないかでやっぱり就労の支援で変わってくると思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

永田会長

これについては、事務局においてご回答お願いいたします。

特別支援教育課 指導グループ 加藤課長補佐

特別支援教育課の加藤でございます。

就労アドバイザーにつきましては、特別支援学校等の校長等のOBが担当しておりまして、特別支援学校のことをよくわかっておる教員のOBが、障害特性を十分に理解して、企業や関係機関に適切な情報提供と助言ができるよう、また職場開拓等できるように進めているところでございます。

永田会長

ありがとうございました。

おそらく今、加藤委員また長坂委員の方からお話がありましたように、どのように専門性を向上させていくとか、また、教育の現場自体がどのように理解を進めていくかということところにも繋がってくるかと思しますので、引き続き取り組みの方よろしくお願いいたします。

私の方がちょっと時間の取り回しがうまくいかず申し訳ありません。本当はおそらく、一つ一つの議題に関してもっとご意見やコメント等があったのではないかと思いますし、オンラインで参加の方、委員の方にはちょっとご意見を伺う機会を逸してしまってお大変申し訳なく思っております。

時間にもなって参りましたので本日はここまでとさせていただきたいというふうに思いますが、また改めてコメントや意見等に関しては事務局の方までお寄せいただければ、それを踏まえて検討を進めていただくというふうなかたちをとらせていただきたいと思います。

また、事務局においては、今日出ましたご意見やご質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いいたします。

では、一旦事務局の方にお返しさせていただきたいと思っております。

20 閉会

障害福祉課 横井課長

障害福祉課長の横井と申します。

本日はお忙しい中、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。本日いただきました本当に多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、しっかり事務局として検討を行いまして、施策に反映させていただきたいと思っております。

また本日、時間がなくてご意見等を十分発言できなかった方につきましては、後日、事務局の方にお話を頂ければと思いますのでよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

以上で、2022年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印 _____

署名人 _____ 印 _____